

丸亀市体育施設等予約システム構築に係る
LINE アカウント連携システムサービス利用契約
公募型プロポーザル実施要領

丸亀市 協働推進部 スポーツ推進課
令和7年10月

【目次】

1	業務目的	3
2	業務概要	3
3	参加資格要件	3
4	スケジュール	4
5	質問と回答	4
6	参加表明書などの提出	4
7	参加資格審査	5
8	参加辞退	5
9	企画提案書などの提出	5
10	事業者の選定	5
11	契約	6
12	プロポーザル参加に際しての留意事項	6

1 目的

丸亀市公式 LINE アカウントを通じ、体育施設の予約や学校体育施設開放事業の利用報告などを、対話型で完結できる機能を導入することで、市民の利便性向上を図る。

2 概要

(1) 件名

丸亀市体育施設等予約システム構築に係る LINE アカウント連携システムサービス利用契約

(2) 業務の内容

同仕様書のとおり

(3) 契約期間

令和 8 年 1 月 5 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで（ただし、令和 8 年 1 月 5 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まではトライアル期間とする。）

(4) 提案上限額

契約期間中のサービス利用料（以下、「利用料」という。）の合計額は、1,980,000 円以内とする（消費税及び地方消費税を含む）。ただし、トライアル期間の利用料は無償とする。

3 参加資格要件

本プロポーザルへの参加資格を有するものは、参加表明書の提出日現在において以下の条件をすべて満たす事業者とする。

- (1) 地方自治体及び国において、本件と同等の業務実績があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 参加表明書の提出期限から、受託候補者特定の日までに、丸亀市から指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 参加表明書の提出期限において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立て、または破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立てがされていないこと。
- (5) 国税及び地方税に未納がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力行為の常習者、またはその恐れのある者でないこと。

4 スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュールは次のとおりとする。

内 容	日 時
調達公告	令和7年10月3日（金）
質問の受付期限	令和7年10月10日（金）
質問に対する回答	令和7年10月17日（金）までに 丸亀市ホームページで回答を公表
参加表明書などの提出期限	令和7年10月24日（金）
資格審査・結果通知	令和7年10月31日（金）までに 電子メールで通知する
企画提案書などの提出期限	令和7年11月7日（金）
プレゼンテーション審査	令和7年11月18日（火）
最終選考結果通知	令和7年11月25日（火）
契約締結・業務開始	令和8年1月5日

5 質問と回答

質問がある場合は、【様式4】質問書を提出すること。質問書以外での問い合わせについては、一切受け付けない。

(1) 受付期限

令和7年10月10日（金曜日）午後5時必着

(2) 提出方法

スポーツ推進課に持参または電子メール（sports-k@city.marugame.lg.jp）で提出すること。なお、件名は「LINE アカウント連携システム（質問）」とすること。

※持参の場合は、土・日曜日・祝日を除く。

(3) 質問の回答

質問に対する回答は、令和7年10月17日までに、丸亀市ホームページ上で行うこととする。

6 参加表明書などの提出

(1) 提出期限

令和7年10月24日（金曜日）午後5時必着

(2) 提出場所・方法

下記書類をスポーツ推進課に持参または郵送により提出すること。

※持参の場合は、土・日曜日・祝日を除く。

(3) 提出書類

・【様式1】参加表明書

1部

- ・【様式 2】受注実績調書 1 部
- ・【様式 3】会社概要書 1 部
- ・国税及び地方税に未納がないことを証する書類 各 1 部

7 参加資格審査

「3 参加資格要件」に定める要件に基づき、提出された書類の内容を審査し、その結果について令和 7 年 10 月 31 日（金）までに電子メールで通知する。

8 参加辞退

参加表明書提出以降に参加を辞退する場合、【様式 5】辞退届をスポーツ推進課へ事前に電話連絡の上、持参または郵送して提出すること。なお、すでに提出された書類は返却しない。

9 企画提案書などの提出

参加表明書を提出し、このプロポーザルに参加する者は、次のとおり企画提案書などを提出すること。

(1) 提出期限

令和 7 年 11 月 7 日（金曜日）午後 5 時必着

提出場所・方法

下記書類をスポーツ推進課に持参または郵送により提出すること。

※持参の場合は土・日・祝日を除く

(2) 提出書類

正本：各 1 部（代表者押印のもの） 副本：各 8 部（正本の写し）

- ・【任意様式】企画提案書
- ・【様式 6-1】見積書（契約期間の利用料総額）
- ・【様式 6-2】見積明細書（契約期間の利用料。年度ごとの利用料内訳及び、利用料の明細を明示すること。なお月額での算出が可能な場合は、参考として月額利用料を記載しても差し支えない。）

(3) 提案内容

【別紙 1】「企画提案書作成要領」に従って、作成すること。

10 事業者の選定

(1) 選定方法

- ① 【別紙 2】「審査評価基準」に基づき、審査委員会が、企画提案書類及びプレゼンテーション審査の内容について評価する。なお、参加申込者が 4 者以上となった場合は、書類審査による一次審査を行い、合計点上位 3 者をプレゼンテーション審査の対象とする。

- ② 審査委員会は、提案上限額の範囲内で、総評価点数（全委員の評価点の総合計点数）が高い者から順位付けを行い、合計点が最も高い提案者を優先交渉権者、次いで点数の高い提案者を次点交渉権者として選定する。評価点が最も高い者が複数の場合は、各審査委員の最高評価点を獲得した数が最も多い提案者とし、この場合においても同数となった場合には、同数の提案者の中から、審査委員の協議により選定する。ただし、総評価点数が満点の60%未満の者は、交渉権者として選定しない。

(2) プレゼンテーション審査

- ・実施日：令和7年11月18日（火）

会場、時間等については資格審査実施後に改めて連絡する

- ・実施時間：1者につき45分程度

プレゼンテーション30分以内、ヒアリング15分程度

(3) 結果通知

① 最終審査結果の通知

ア 優先交渉権者に特定した者に対しては、特定した旨及び契約手続きの旨を通知する。

イ 優先交渉権者に特定しなかった者に対しては、特定しなかった旨及び所定の期限までに特定しなかった理由（以下、「非特定理由」という。）についての説明を求めることができる旨を通知する。

ウ 通知日 令和7年11月25日（金）

エ 通知方法 電子メールにより通知（正式文書を後日郵送する）

② 非特定理由の説明

①のイの通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して5日以内（休日を除く）に、書面により、市長に対して非特定理由についての説明を求めることができる。（様式は任意とし、提出者の住所、商号又は名称、代表者職名及び氏名を記入し、押印のこと。）この場合、市長は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内（休日を除く）に、書面により回答する。

11 契約

(1) 契約の締結

優先交渉権者を決定後、提案内容に基づいて協議を行い、両者の協議が整った場合、本サービスの利用にかかる契約を締結する。なお、本サービスの提供にあたり、第三者の関与がある場合には、企画提案書において、その体制及び役割分担を明示すること。

(2) 次点交渉権者との交渉

優先交渉権者が利用契約を締結できない何らかの事由が発生した場合、または協議が整わない場合には、次点交渉権者と本サービスの利用に係る契約について交渉を行う。

12 プロポーザル参加に際しての留意事項

(1) 失格・無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格または無効とする。

- ・ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ・ 見積額が見積上限額を越えている場合
- ・ 提出期限まで企画提案書等の提出がなかった場合
- ・ 審査員に接触するなど、審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・ 他の提案者と提案内容などについて相談を行った場合
- ・ 優先交渉権者選定終了までの間に、他の提案者に対して提案内容を意図的に開示した場合
- ・ 契約締結までの間にプロポーザルの参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合

(2)留意事項

- ・ 提出された企画提案書などは返却しない。
- ・ 提出以降における企画提案書などの追加及び差し替え、再提出は認めない。
- ・ 提出された企画提案書などは、選定を行う作業に必要な範囲において、本市が複製を作成することがある。
- ・ 企画提案書などの作成、提出、プレゼンテーションなどのプロポーザル参加に要する経費は、すべて提案者の負担とする。
- ・ 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法などを用いた結果、生じた事象にかかる責任は、すべて提案者が負うものとする。
- ・ 本件における情報公開基準は丸亀市プロポーザル方式取扱規程第 19 条の別表のとおりとし、当該情報公開基準を了解のうえ、本件公募型プロポーザルに参加すること。
- ・ 企画提案書などの作成のために本市より受領した資料は、本市の許可なく公表または使用することはできない。
- ・ 審査の経緯及び結果についての異議申し立ては、一切受け付けない。

【問い合わせ先及び各種書類の提出先】

丸亀市協働推進部スポーツ推進課

〒763-0053 香川県丸亀市金倉町 924 番地 1

電話 0877-24-1392

FAX 0877-85-3800

電子メール sports-k@city.marugame.lg.jp

以上